

「広告物の制限」内容

景観保全型広告整備地区

■ 全区域が対象

(1) 全広告物

- ① すべての広告物は、道路境界線より越えないこと。
- ② 広告物の用途は、当該区域内に関する表示内容に限ること。(ただし、駅、官公庁又は公共施設のためのもの又は行政指導に基づくものを除く)
- ③ 照明は、点滅するもの、動画(LED画面等)、回転灯はできない。(ただし、車両出庫の警告用回転灯は除く)
- ④ 広告物の色彩(地色)は、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒、その他白に近い薄い色とする。

(2) 屋上広告物

屋上、最上階部分に広告物を設置しないこと。

(3) 軒下広告物

- ① 全体は、屋根、パラペットには設置しないこと。
自己外の広告物については設置しないこと。
- ② 突出し広告物は、大きさや設置高さ等、建築との調和を図ること。
- ③ 壁面広告物は、4階以上又は高さ12m以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。
壁面に直接ペイントしてはならない。窓ガラス面での広告はしてはならない(ただし、ショーウィンドウ、ガラスのデザインで表示するものは除く)
大きさや設置高さなど、建築との調和を図ること。

(4) 塀垣広告物、広告塔

- ① 塀垣広告物は、壁面に直接ペイントしてはならない。

(5) 建植広告物

- ① 自己外の広告物については設置しないこと。ただし、表示内容が当該地区内に関する案内を目的としたもので、5平方メートル以下のものは除く。
交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。

(6) アーチ広告物、広告幕、気球広告物、電柱広告物等

- ① アーチ広告物はしてはならない。
広告幕、気球広告物はイベント時のみとし、イベント終了後は速やかに撤去すること。電柱広告物、貼り札、はり紙、立看板はしてはならない。